

公正競争確保の在り方に関する検討会議（第3回） 議事録

- 1 日時：令和3年1月14日（木）15:00～17:30
- 2 場所：WEB 会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員（五十音順）
相田主査代理、石田構成員、大谷構成員、大橋主査、岡田構成員、
高口構成員、関口構成員
 - ・ オブザーバー
小室公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長
 - ・ 総務省
谷脇総務審議官、竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、
吉田総合通信基盤局総務課長、大村事業政策課長、川野料金サービス課長、
飯村事業政策課市場評価企画官、大内料金サービス課企画官、
田部井事業政策課課長補佐
 - ・ ヒアリング対象者
KDD I 株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟
 - ・ オブザーバー事業者
日本電信電話株式会社

【大橋主査】 それでは、定刻となりましたので、ただいまより公正競争確保の在り方に関する検討会議第3回を開催いたします。本日、お忙しいところ、皆様、御出席くださいます。ありがとうございます。

本日、オンラインの会議ということで、いろいろ不手際があるかもしれませんが、精いっぱいやらさせていただきますので、よろしくお願いします。

早速、議事に入ります。本日は、ヒアリングのため、KDD I、ソフトバンク、楽天モバイル、日本ケーブルテレビ連盟に御参加をいただいております。また、質疑応答のため、NTTにもオブザーバーとして御参加いただいております。

まず、KDD I、ソフトバンク、楽天モバイル、日本ケーブルテレビ連盟から、順次ヒアリングを行わせていただきまして、その後、質疑応答、意見交換をさせていただきたいと思います。

早速ではございますけれども、順番ということで、まずKDD I様から御説明をいただきたいと思います。

【KDD I】 KDD Iの岸田でございます。本日はよろしくお願いいたします。

【大橋主査】 よろしく申し上げます。

【KDDI】 それでは、早速ですけれども、資料に沿いまして説明させていただきます。資料のほう、スライド番号で申し上げますと、3ページ目から御説明いたします。

「はじめに」ですが、政府出資の特殊会社、国策会社であるNTTさんは、法制度上の問題はないとして、過去のNTTドコモの分離に係る公正競争要件の完全民営化、出資比率の低下を一方向的に反故にしてNTTドコモの完全子会社化を実行されたということがあります。

NTT持株さんとともに、NTT法の規律を受ける国策会社であるNTT東西さんは、ボトルネック設備の保有により固定分野の市場支配力が圧倒的だということは、間違いないと思っております。

5G、6G時代には、光ファイバがますます重要な役割を果たすということを踏まえますと、NTT東西さんとNTTドコモさんの一体化、さらにはNTTコムさんの統合が進むということは、公正競争が機能しなくなる懸念があり、大きな問題であるというふうに我々は問題意識を持っておりまして、本日は、公正競争環境の担保について、適切な政策を講じていただきたく、改めてお願いさせていただくという趣旨でございますので、よろしく願いいたします。

スライドの5ページ目をお願いいたします。「NTTの在り方について」というタイトルで考えております。まずNTT持株、以下、敬称略で、会社名をそのまま呼ばさせていただきますが、御了承ください。NTT持株及びNTT東西は、NTT法によって、国民生活に不可欠な電話のあまねく提供の確保、それから、電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及等の責務を負う国策会社であると。特にNTT東西は、NTT持株の100%子会社であるとともに、公社時代の電柱・管路・とう道、局舎を含め、電気通信事業に不可欠なインフラ、いわゆるボトルネック設備の事業基盤を引き継いでいらっしゃって、FTTHなど固定事業で圧倒的な市場支配力を持つ事業者であるということ。

そして、今もNTT東西の光ファイバ設備のシェアというのは圧倒的です。第一種指定電気通信設備を設置する事業者指定され、光ファイバ等の設備開放義務を負うとともに、禁止行為規制によって特定の事業者のみを有利な条件で扱うことを禁止されている。

これは、今後、5G時代になり、ますます光ファイバ・局舎等が重要になりますので、今後ますます、NTT東西さんがモバイル事業者に与える影響が甚大になるということになってまいります。

6 ページ目です。また、NTTコムさんですけれども、公社時代の長距離通信に係る事業基盤を引き継いでいらっしゃる、NTT東西が有するボトルネック設備との結びつきが強いということで、特定関係事業者指定されている。それから、NTT東西との間に厳格なファイアウォール規制が課されている特別な会社であるということです。

図にありますとおり、「国策会社のグループ一体運営」と書いておりますけれども、NTT持株主導の下に資本の100%結合による強力なグループ一体運営が行われる構造にあると認識しています。

次、スライドの7ですけれども、市場支配的な事業者として禁止行為規制を受けるNTTドコモが完全子会社化され、NTTドコモと国策会社のNTT東西が基本的に100%の関係になるということで、1点目が公正なルールで制度運用が担保されるのかという点で、NTTドコモと他のモバイル事業者との公正な競争が損なわれることが懸念されます。2点目が、NTTドコモが国策会社のNTT東西やNTTコムと組織統合したり、ネットワーク統合するということは、禁止行為規制、指定設備制度、特定関係事業者制度が形骸化し、機能しなくなるおそれがあると考えておまして、こうしたことから、こういった統合は決してあってはならないと考えております。

8 ページ目ですが、加えて、本検討会議の第2回、前回ですね。6G・IOWNの開発機能強化のため、NTT持株とドコモの研究開発機能の一体的運営を表明されております。これは今後のIOWN等で、NTT東西とドコモ、コムとの間でネットワーク設備等のNTT仕様による統一が行われるおそれがあるということ。それから、競争事業者との接続条件との接続条件の非同等性が生じるとともに、共同調達を通じた製造事業者等への強大な影響力を発揮するおそれがあると考えております。

スライドの9です。国際競争力強化ということについては、我々も決して異論があるわけではございませんで、これは重要なことだと考えております。ただ、それが独占回帰ではなく、公正競争を通じて達成されるべきものと考えておりますので、その点、今回のNTTドコモの完全子会社化・NTTグループの組織再編というのは公正競争への懸念が大きく、本来、認められるべきものではないということです。抜本的には、NTT東西のアクセス分離（構造分離、資本分離）が必要な問題と捉えております。

ただ、当面の措置として、累次の公正競争ルールが本当に遵守されているのか、損なわれていないのか、個々の問題点、懸念点について、この後、幾つか述べさせていただきますが、これについて検証体制を強化し、毎年検証することが必要と考えております。

スライドの10です。併せまして、今回のNTTドコモの完全子会社化・グループ組織再編そのものによって、公正競争に問題が生じるおそれがありますことから、3年後をめどにNTTの在り方について議論することについては確定させていただきたいと考えております。また、毎年の検証結果に問題があれば、あるいはNTT東西、ドコモ、コムいずれかの組織やネットワークの一体化が進むことで、現行の公正競争ルール的前提が損なわれる事態が生じるのであれば、3年を待たず、直ちにNTTの在り方について議論することが必要であると考えております。

スライドの11ですが、先ほど、「後ほど申し上げる」と申しました検証すべき問題点、懸念点は、この四角に書いております①から⑥になります。これはこの後、幾つかピックアップして御説明させていただきます。

また、これからの5G、6G時代に向けて、今後追加すべき接続ルールとして、IOWNについては、NTT東西、またはNTTドコモのネットワークを包含するものになるのであれば、卸提供ではなく、様々な階層での接続、API連携による機能開放、相互運用性の担保が必要と考えておまして、これも後ほど御説明いたします。

以下、時間の関係もございますので、幾つか飛ばしながら、ピックアップして御説明いたします。

ページを飛んでいただきまして、スライドの16をお願いいたします。スライド16は、まず1点目の「①NTTの分離・分割に係る公正競争要件の法的担保」と書いておりますが、これは電気通信審議会等の政策議論を踏まえて措置されてきたこれまでの公正競争要件ですね。これが今回のNTTさんの再編によって、新たな政策議論・整理に基づいて見直すことが担保される必要があると考えておまして、具体的には、旧NTTからの分離・分割会社の合併等については、まず電気通信事業の登録の更新の対象とすることで、電気通信の健全な発達のために適切でないと認められる場合には、総務大臣から登録の拒否をできるようにすべきと考えております。

その上で、当該合併等が電気通信の健全な発達のために適切かどうかを政策議論を通じて整理しまして、その結果に基づいて、大臣が判断するとしていただくという仕組みが必要と考えます。

一つ飛んでいただいて、スライドの18ですね。市場支配力を有するNTT東西とNTTドコモの統合ネットワークが構築された場合ですけれども、トラフィックがNTTの統合ネットワークに収れんするというところで、圧倒的な規模の経済が働くと考えておまして、加え

て、強大な市場支配力を発揮することになりますので、競争事業者が構築した自前のネットワークは市場から淘汰される、ネットワーク領域の競争がなくなるなど、公正競争の確保に大きな支障を及ぼすと考えております。

禁止行為規制対象事業者、NTT東西さんとドコモさんですけれども、これによる他事業者とのネットワークの統合は明確に禁止すべきであると。これは結局、統合するということは禁止行為規制が機能しなくなるということになりますので、具体的には禁止行為規制の2号の行為に該当するというを明確に示すことが必要と考えておまして、これによってドコモ分離時の公正競争要件であるNTTコムの公正競争要件、あるいはNTTコム分離時の公正競争要件を担保することもできると考えております。

スライドの19です。もう1点、人事交流等を通じたNTT東西さんの接続情報のグループ内共有を防止するというので、特定関係事業者制度の禁止事項に在籍出向の禁止を追加して、NTT東西と特定関係事業者間のファイアウォールを強化すると。これに加えて、NTTドコモも特定関係事業者に指定することで、ドコモ分離あるいはコム分離のときの公正競争要件の担保が可能であると考えています。

少し飛びまして、スライドの24をお願いいたします。次は2点目の大きな項目になりますが、ファイアウォールの徹底に対する措置に関してです。今回、NTT東西とドコモの資本的な100%の結合・グループ一体運営によってボトルネック設備との結びつきが強まるということになりますし、共同営業等が行われやすい構造的要因となりますので、まず1つ目として、NTT東西との間で厳格なファイアウォール規制がかかる特定関係事業者にドコモを追加する必要があるということです。また、特定関係事業者であるコムの事業・資産等がドコモやレゾナント等に移転された場合には、当然に、特定関係事業者にドコモやレゾナントを追加する必要があると考えています。

さらに2点目ですが、NTTグループの一体運営が進む中で、現在のNTT東西設備部門の内部監視であるとか、電気通信市場検証会議の外部検証では、ファイアウォールの徹底は限界があると考えておまして、例えばイギリスのOpenreachのように、第三者によるNTT東西の監視を行って、機能分離のさらなる徹底を進める必要があると考えております。

ずっと飛んでいただきまして、スライドの34をお願いいたします。③、3点目ですね。接続ルールの運用面に関する課題に対する措置ということで、先ほど少し申し上げましたけれども、市場支配力を有する電気通信事業者のネットワークへの接続の課題、措置ということで、仮想化技術が導入されても、固定・移動通信市場のそれぞれの市場で市場支配力を有

するNTT東西、ドコモが統合ネットワークを構築することは明確に禁止すべきだと。

市場支配力を有するドコモ、東西のネットワークが、他事業者にとっては事業展開上、不可欠となりますので、他のNTTグループがこのネットワークを構築して、これをNTT東西、またはドコモに提供するというような形を取ったとしても、IOWNを含め、オープン化が必要であると。そのときに厳格な接続ルールの下、様々な階層でネットワークに接続できる、それから、API連携で必要な機能が利用できる、相互運用性が確保されるということが必要であると考えています。

これは書いておりませんが、やはりこの、一種、二種指定設備というのは今あるんですけども、これを他のNTTグループの会社で構築して、それを東西さんとかドコモさんが使うとなると、今の制度が機能しないということもありますし、また、仮想化して、スライスして、提供するものにボトルネック設備が含まれて、一体的に作られるということになれば、当然にそこに接続ルールを課すということが必要と考えております。

次、飛んでいただきまして、スライドの41以降をお願いいたします。

4点目、卸取引におけるコスト面の課題ですけれども、ここは第一種指定電気通信設備を用いた卸取引におけるグループ内間接取引の課題及び措置ということで、グループ内の間接取引で、光サービス卸ガイドライン及び指定設備制度を潜脱するおそれがあると考えておりまして、これは下の図で見ますと、このNTT東西さんから卸料金100で、コムさんとか競争事業者に貸し出した、提供したとして、さらに、コムさんから、料金を90でレゾナントさんに貸し出すとなれば、この間接取引によって潜脱してしまうということで、この問題は、光サービス卸に限らず生じる問題でありまして、グループ内の間接取引も含めて、NTT東西の卸役務についての規律の遵守状況の監視・検証の強化が必要と考えております。

次、飛んでいただいて、44ページ目です。NTT東西のボトルネック設備に関わる取引について、NTTグループ内で取引があると思うんですけども、一般コロケのような競争ルールが及ばない取引であるとか、グループによる一体運用、例えば光ファイバ工事のグループ共同工事、グループ共同調達などの実施によって、ボトルネック設備の利用に関して競争ルールの適用を受けず、実質的なグループ優遇が可能になると。

また、ルールが未整備のため、実態が分からず、取引がブラックボックス化する懸念があるということで、これは例えばということで、次のページ、小さい字で恐縮ですけれども、45ページ目の上の1つ目の例1の※のところですけども、例えば義務的コロケーションと

一般コロケーションというのは、設置場所が物理的に区分されているわけではありませんので、ここの1つ上のポツに書いていますけども、一般コロケーションのリソースを押さえることで、義務コロケーションの空きがなくなる状況が起こりますので、こういったことで、ブラックボックス化が懸念されるということでございます。

次に、スライドの46を御覧ください。5点目、競争ルール適用外取引によるグループ優遇の課題ということで、NTT東西とグループ間の競争ルール外取引・電気通信業務に関連した周辺的な業務の委託等について、検証会議で定期的・継続的な実態把握・検証を実施していただく必要があると。具体的には、NTT東西と、NTTグループ間取引について、次のような事項を検証して、検証結果に基づいて措置を実施していただきたいということです。

細かくなりますので、この3点、飛ばしますけれども、検証が必要ということです。

次に、スライドの50を御覧ください。6点目のNTTドコモに対する禁止行為規制に関してですけれども、禁止行為の適用を受ける電気通信事業者指定に当たっての考え方ですけれども、まず、FTTHにおいても、ドコモ光の契約数は680万契約に達しておりまして、移動体事業に止まるどころか、固定事業でも大きく契約数を伸ばしていらっしゃる。この絵の横に書いておりますけれども、フレッツ光がドコモ光に移転しているということもありまして、当社グループで言うと、20年近くかけて獲得したFTTHの契約数を僅か数年で大きく逆転しているという実態がございます。こういったボトルネック設備を保有するNTT東西との資本的結合を含めて、NTTグループの強力な一体運営を通じた総合的事業能力というのは、他のMNOの状況とは大きく事情が異なるということは留意していただきたいと考えています。

また、51ページ目です。こういった資本的な東西との一体運営を通じて、ドコモというのは固定通信市場で大きな影響を及ぼしているということですが、また、共同調達でも製造事業者等に及ぼす影響が強まるおそれがあるということ踏まえると、ドコモさんの禁止行為規制というのは、緩和するというよりはむしろ東西と同等に戻す必要があると考えています。

また、NTT持株・東西を含めたグループの共同調達の条件付き容認であるとか、今回のドコモの完全子会社化による東西会社との資本100%結合等の一体運営の進展ということ考えますと、禁止行為規制の適用を受ける事業者の指定に当たっての考え方の「総合的事業能力」の考慮要因として、ボトルネック設備を保有する事業者との関係性、それから、共同調達の実施等、資本関係を通じた調達力、技術力、販売力等を考慮に入れるべきと考えて

おります。

次に、スライドの53です。NTTドコモさんの禁止行為規制に関するところですが、このドコモ、コム、レゾナントのグループ内取引で、先ほども申し上げましたけれども、禁止行為規制潜脱の観点からもしっかり措置を講ずるべきところであると考えております。

スライドの54ですが、これまで説明しましたとおり、グループの一体運営の進展によって、グループ内の卸取引の間接取引を使った潜脱的な規律回避が行われるおそれがあるということで、グループ内の間接取引も含めて、禁止行為規制等の遵守状況の監視強化が必要と考えております。

以上、幾つか検証すべき課題、それから、措置について御説明いたしましたが、56ページにまとめておりますので、改めてまとめを御説明いたします。

今回のNTTドコモ完全子会社化を踏まえたNTT一体化進展に対して、公正競争の確保のため、以下の担保をお願いしたい。

1点目は、これからの5G、6G時代に向けて、ボトルネック性が解消されない限り、NTT東西間及び東西とその他事業者の合併・統合等は公正競争の観点から認めないということ。

それから2点目、禁止行為事業者同士であるNTT東西とドコモのネットワーク統合は、公正競争の確保に支障を及ぼすことから明確に禁止すべきと。また、IOWNについては、東西またはドコモのネットワークを包含するものになるのであれば、卸提供ではなく、様々な階層での接続等が担保されるべきと。

3点目、接続ルールの運用、卸取引、グループ優遇等に係る諸課題に対して、前述の、今述べました各措置を講じるとともに、累次の公正競争ルールが損なわれていないか、毎年の検証を行い、3年後をめどにNTTの在り方について議論していただきたいということになります。

あと57ページ以降、現行のルールの規律及び今回のNTTドコモ完全子会社化を踏まえました、NTT一体化進展に応じて必要となる新たな競争ルールについて、表にまとめておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

【大橋主査】 KDDI様、ありがとうございました。後ほど、質疑応答、意見交換させていただきます。

続きまして、ソフトバンク様から御説明のほうをお願いいたします。

【ソフトバンク】 ソフトバンクの松井です。よろしくお願いいたします。それでは、本日御説明のお時間をいただきまして、ありがとうございます。早速資料3-2に基づきまして、御説明をさせていただきます。

1 ページ目をおめくりください。こちらは目次ですけれども、本日はこちらの内容に沿って御説明をさせていただきます。

3 ページ目を御覧ください。初めに、本日の当社のスタンスについて簡単に記載させていただいております。本日の説明内容につきましては、公正競争環境の確保という視点に立って、NTT殿の示す一連のグループ再編に対しての意見を弊社から述べさせていただきたいと思っております。

4 ページ目を御覧ください。こちらはKDDI様の最初のお考えとも部分的に重複いたしますが、当社の基本的考え方を簡単に述べさせていただきます。

まず1点目としましては、過去の議論の積み重ねにより定められたルールについては、当然のことながら、NTTグループさんが一方的に反故にしてよいというのではなくて、公正競争へ与える影響を慎重に見極めた上で、見直しの是非を判断することが必要であると考えております。したがって、NTTグループさんがGAF Aと戦うためですとか、あるいはNTTグループさんが安価なサービス提供を実現するためというような理由だけをもって、これまでの競争ルールをリセットするということは認められず、本件に伴って、NTTグループの顧客である接続/卸先の事業者、あるいはその先に存在する利用者が不利益を被ること、ひいては国内の公正競争環境を後退させるようなことがあってはならないという認識をしております。

他方、これは2点目に書かせていただいておりますが、NTTグループさんの競争力強化自体を必ずしも否定するものではありませんが、それはあくまで、KDDIさんが述べておられましたが、国内の公正競争環境をさらに追求する形で実現されるべきものであり、そうした前提がなく、NTTグループさんの競争力を高めるですとか後押しするという思想は、利用者利便の向上ですとか国内企業の国際競争力強化にも資するものではないというように考えております。

5 ページ目を御覧ください。また、過去の経緯を振り返りますと、2010年当時の議論において、NTT東西殿の組織形態の在り方について、現実解として機能分離に帰着しましたが、その後10年が経過しまして、固定ブロードバンドの整備や固定通信市場の競争促進等で期待した効果が、我々としては十分に得られたとは言いがたい認識であり、そのような中で、

今回、NTT東西殿の光ファイバ網ですとか局舎への依存度が増す5G時代において、NTTグループさんが一方的な見直しで、一体化回帰ということに至っていることは、深刻に捉えるべき事態ではないかと考えている次第です。

6ページ目以降で、取引の影響について述べさせていただきます。

7ページ目を御覧ください。影響について述べさせていただく前に、前提として2点ほど簡単に触れさせていただきます。1点目が、NTTグループさんの特殊性と優位性です。公正競争の検証に当たっては、NTTグループさんがボトルネック施設を独占的に有していること、あるいは民営化以降も公社時代の資産を受け継いでいることなどについて、十分踏まえる必要があると考えております。

構成員限りとしておりますが、赤枠の中に、当社におけるNTT殿のネットワークへの依存度というものを示しておりますが、以下のとおり、極めて高い状況になっております。

8ページ目を御覧ください。こちらは初回会合でも述べさせていただきましたが、契約シェアですとか財務状況における優位性を見ても、ドコモさんが3番手であるという評価は、議論のスタートとしては不適切ではないかと弊社は考えている次第です。

9ページ目を御覧ください。そもそもNTTグループさんと競争事業者間の公正競争環境の整備の結果として、現在の市場環境がある認識ですので、仮に両者の相対的な差異が縮まったとしても、これをもって、「NTTグループ一体化」への回帰というのは本末転倒であると考えております。

現に、NTT持株殿は、ドコモを強くするために行うですとか、結果として他者が負けることもあり得る等の発言をされていますが、競争環境が、変化が生じるということが今回の取引の前提になっている理解です。

10ページ目を御覧ください。本件取引に関しての当社の受け止めを記載しております。1つ目は、繰り返しになりますが、本件、公正競争要件たる持株会社の出資比率の低下に逆行する動きであるという点。2つ目は、NTT持株殿が東西とドコモ、コミュニケーションズとの関係性は変わらないというように表明されていますが、NTTグループ各社間との関係性に変化が生ずる蓋然性は極めて高いと想定されている点です。

11ページ目を御覧ください。11ページ目は時間の都合で割愛させていただきますが、1点だけ、出資率の低下に関しては、NTTドコモのみならず、NTTコミュニケーションズ殿についても同様に、過去求められていたということは、前提としても補足させていただきたいと思います。

12ページ目を御覧ください。こちらは本件取引の主な懸念を3点記載しておりますが、それぞれ後ろのページで述べさせていただきますので、一旦先に進ませていただきます。

13ページ目を御覧ください。こちらが懸念の1つ目になります。NTT東西殿を含む一体経営が志向され、人的・物的・財務的一体化・流動化が進行する点を挙げさせていただいております。これまでもグループ一体経営でしたので、この点に関しては、違いはありませんが、より持株殿をコントロールタワーとしたことで、グループ最適化が志向され、ファイアウォールの不全ですとか内部相互補助ということが発生しやすい構造になるのではないかと弊社としては考えております。

14ページ目を御覧ください。懸念の2点目となります。図にありますとおり、ドコモ殿が100%の子会社化となり、非上場となりますので、一般株主を意識する必要がなくなります。現存するいろいろな規定がございますが、そのため、規制遵守のインセンティブが薄れ、NTTグループ最適化を志向しやすくなると考えます。すなわち、NTT殿の各種取引がブラックボックス化する中で、グループ内の優遇措置といったことが取られる懸念が高まるのではないかと考えております。

15ページを御覧ください。懸念の3点目となります。こちらは図にありますとおり、グループ一体化の促進により、東西殿ですとか、ドコモ殿にて禁止されている行為を、卸サービスの活用ですとか、各社間の連携強化を介することで既存規制が十分に機能しなくなる。あるいは規制の及ばないグループ会社に当該行為を担わせるといったような懸念が生じるものと考えております。

16ページを御覧ください。こちらはこれまで述べてきた懸念を踏まえ、今回の検証、議論範囲がNTT東西殿の固定通信市場の規制の在り方にも当然及ぶということを示しております。こちらはまとめ部分のため、詳細は後ほど御確認ください。

17ページ目を御覧ください。こちらから、本件に伴い必要となる制度的な措置について述べさせていただきます。

18ページ目を御覧ください。こちらに示したとおり、ボトルネック性を有する固定電気通信市場においては、公正競争環境確保を目的に順次接続ルールの整備が図られてきたのは周知のとおりです。

19ページを御覧ください。ただし、その一方で、接続のオープン性については、形式的な公平性にとどまり、NTTグループにとって有利な仕様が前提となるケースが存在してきたことも事実です。その具体例として、光の8分岐貸しの話と、NGNの特定機能の利用に

7年ほど要したケースを示しております。

今後、グループ一体経営によって、こうした固定網のボトルネックネットワークのオープン性をより一層確保していく必要があると考えますので、下に書かせていただいているとおり、接続機能の利用に当たっては、計画策定段階で、NTTグループ・競争事業者から公平に要望を反映できる仕組みを構築すべきであり、具体的には、リードタイムですとか情報の対称性等の検証が必要であると考えております。

20ページを御覧ください。こちらは5G時代に向けて、より一層需要の高まる光ファイバやコロケーションの設備についてです。こちらにも接続のオープン性同様、本件についても、NTTグループ内の要望が優先して反映され、設備投資される懸念がございます。ですので、こちらについても前ページ同様、計画策定段階から、NTTグループ・競争事業者から公平に要望を聴取する、反映できる仕組みを構築すべきであり、事後的にもNTTグループにとって有利な設備計画・運用・対応可否判断になっていないかというような検証は必要であると考えています。

21ページを御覧ください。こちらはコロケーションスペースの利活用に関するルールについてですが、現状、幾つか、ルールが不十分な点があると考えております。まず局舎スペースのビジネス転用のルールが存在しない。あるいは、NTTグループ内のビジネス転用が優先され、他事業者の通信設備設置のスペースが枯渇する懸念が存在します。また、5Gで設備需要の増すサーバ類は、今、義務コロケーションの対象外となっていますので、そこが設置が不可という問題に加えて、今後、完全子会社化されることによって、NTTドコモのみが価格面等の条件を気にせずに、5Gの設備を展開可能となるという懸念もあると考えております。したがって、コロケーションスペースのビジネス転用のルール整備ですとか、サーバ類の義務コロケーションの対象化が必要と考えております。

22ページは参考のため割愛させていただきます。

23ページを御覧ください。こちらにも御承知のとおり、昨今は、固定通信領域において、ローカルエリアの光整備等、卸・相対契約の比率が高まっておりまして、NTT東西殿との取引において接続ルールの規律が及ばない領域が拡大傾向にございます。

24ページを御覧ください。こちらは卸サービスの代表サービスである光サービス卸の現状についてです。これは詳細を後ほど御覧いただければと思いますが、FTTHサービスについては、NTTさんの設備シェア、あるいはNTTグループさんの契約シェアの高さから、卸のサービスが開始されましたけれども、卸料金がなかなか下がっておらず、競争の効果が

十分に働いていないことを示しております。

25ページを御覧ください。こちらでは光サービス卸における今後の懸念を図示しております。今回の完全子会社化により、一般株主が不在となるということで、NTTドコモから条件適正化の圧力が失われるということで、NTT東西殿の光サービスの卸価格の適正化インセンティブというものが大きく損なわれる懸念があると考えております。

26ページを御覧ください。加えて、光の卸料金の高止まりによって、ドコモ殿の利益が圧縮された場合も、NTTグループさんとしては、利益は最大化可能です。グループ内での内部相互補助が可能な構造であることから、東西殿の卸料金の適正性が損なわれる懸念があると考えております。

27ページを御覧ください。以上を踏まえまして、光卸料金の検証の在り方の御提案となります。現行制度において、光サービス卸の料金につきましては、総務省様による妥当性の検証、妥当性の評価プロセスを要さないその他の検証扱いとなっておりますが、今回の検証により、こちらのサービスの料金構造をより厳格に検証いただき、最低限、重点的な検証対象に変更していただくことが必要であると考えております。

28ページを御覧ください。こちらは現在、接続料の算定等に関する研究会で議論されているフレキシブルファイバについてです。こちら料金については、光サービスと同様の問題があるほか、NTTドコモ殿のネットワーク構築における優遇の懸念が高まるため、今回の環境変化を踏まえまして、新たな追加検討が必要と考えております。

29ページを御覧ください。ネットワークの融合や技術進展への対処ですけれども、ドコモ殿、コミュニケーションズ殿による融合型ネットワークの構築は、仮想化等の技術進展も相まって、ボトルネック設備と一体化した強大なNTTグループのネットワークを誕生させ得るという認識をしております。

したがいまして、NTT東西殿とドコモ、コミュニケーションズ殿の統合ネットワークの構築を禁止するとともに、ボトルネック性がNTT東西のアクセス網以外にも存在する場合には、当該設備に関しても、一種指定設備相当並みの接続ルールを適用することが必要であると考えております。

30ページより行為規制について述べさせていただきます。

31ページ目を御覧ください。こちらは行為規制の背景ですが、特にポイントとなるのは、移動通信分野につきましては、収益シェアのみならず、事業規模、市場への影響力、ブランド力、共同支配等の諸要因が勘案され、現状、NTTドコモ殿が指定されており、この状況

は現状でも変わりがないんですね。

32ページを御覧ください。禁止行為とNTTドコモ殿の完全子会社化の影響について述べさせていただきます。当社の考えとしましては、現状においても、ドコモ殿については依然として強固な市場支配力を有し、NTT東西殿との連携強化や共同調達等のグループ一体経営を背景に、規律の必要性が増している認識です。それに加えて、本件の取引で、グループ一体経営の強化が行われますので、現行規制の実効性が弱まるという懸念が存在するという点を危惧しております。したがって、結論を下に書いておりますが、NTTドコモ殿の市場支配力、ボトルネック設備を有するNTT東西殿との連携強化の両面から、ドコモ殿の禁止行為規制の維持が必要と考えております。

33ページを御覧ください。NTT殿の御説明によりますと、顧客形態別に営業会社を分けることでグループ再編を進められようとしていると理解しております。このことはすなわち、NTT東西殿のネットワークを利用したサービスも含めて、NTTグループ内で、卸提供等を通じたサービスの再編がなされることを意味するという理解をしております。グループ会社間で事業再編を行うこと自体は一概に否定しませんが、右側に書かせていただいているとおり、自社のサービス内のセットに見えつつ、グループ内の卸サービスを組み合わせ設定した実質的に排他的な割引設定を行うことと、サービス集約に伴って、両社間の顧客情報・事業計画、排他的な情報共有、サービス移行促進を行うことについては、引き続き禁止行為規制の対象とすべきと考えております。

34ページを御覧ください。こちらは接続規制のところでも述べさせていただいた融合型ネットワークの点です。本件については、統合ネットワークの構築について、接続情報の共有と、目的外利用の懸念が払拭できないことから、禁止行為規制対象のドコモ殿と他事業者のネットワークの統合は、原則禁止されるべきとの認識です。仮に、ドコモ殿、コミュニケーションズ殿のネットワーク融合等が図られる場合は、禁止行為に抵触しない具体的な方策というものをNTTグループから提案いただくべきかと考えております。

35ページを御覧ください。こちらはKDDI様も述べられていました禁止行為規制の潜脱行為についてです。詳細の説明は重複しますので割愛しますが、下の図にありますとおり、将来的に例えばNTTレゾナント様などが安い卸料金で格安なエコノミープランをMVNOとして提供するというようなことも想定されますので、グループ内の間接取引についても、禁止行為規制の対象とすることが必要であると考えております。

36ページ目はファクトですので、飛んでいただいて、37ページを御覧ください。こちらは、

特定関係事業者制度の課題についてですが、こちらもKDDI様が述べられていますので、詳細は割愛します。結論としては、下に書いてありますとおり、NTTドコモを含め、NTT東西との職員の在籍出向・役員兼任の禁止を制度面で担保すべきと考えております。

38ページより、検証の在り方について触れさせていただきます。

39ページは、現状スキームですので飛んでいただいて、40ページを御覧ください。当社としましては、外部検証を高めるために、NTT東西殿の法令遵守措置に関する報告の粒度ですとか、報告の範囲の改善が必要と考えております。

1点目は、遵守措置等の報告書の範囲の拡大で、現状、報告項目としては、禁止行為規制関連の内容が報告書から除外されていることから、こちらも範囲に加えるべきと考えております。具体的には、遵守しているか否かの自己申告のみならず、遵守のために講じている具体的な措置、根拠等も報告義務化が必須であり、例としましては、情報アクセスの遮断状況ですとか、契約書の内容、そういったことも報告内容に含めるということが考えられます。

2点目は右側、遵守措置の報告書の粒度についてです。具体的には、NTT東西殿の接続、卸等の条件については、概要レベルではなくて、詳細の報告義務化が必要で、NTTグループ内を含む全ての取引先との個別取引ごとの接続条件・納期、それぞれの最大値、最小値、中央値を含めて、そういったことを報告に追加することが考えられるのではないかと考えております。

41ページを御覧ください。外部検証を高めるための措置としては、検証結果の開示レベルの見直しも必要と考えております。こちらは例えば競争事業者が妥当性を判断するに足る報告内容の詳細を開示していただくこと、あるいは監査部門が問題がないと判断した根拠というものを納得性の高い外部説明として求めたいと考えております。

42ページを御覧ください。こちらは、3点目としてはKDDIさんも述べていた外部監査を挙げております。KDDI様の提案とおおむね重複しますので、詳細は割愛させていただきます。

43ページを御覧ください。こちらは上場廃止後のNTTドコモ様の検証についてです。追加質問の中でも御回答させていただきましたが、ドコモ殿の上場廃止に伴い、財務情報等の開示義務がなくなりますが、公正競争確保の観点では、検証を継続的に行うべきと考えております。詳細は先般の追加質問の回答と同一のため割愛させていただきますが、グループ内の利益相反取引、内部相互補助、禁止行為に関する遵守状況等が報告内容としては考えられると思います。

44ページを御覧ください。こちらは検証を踏まえた今後の議論ですけれども、冒頭述べさせていただいたとおり、利用者利便ですとか国際競争力向上のためには、国内の競争環境整備が最優先であり、5G以降の競争環境に与える影響が大きいものと考えております。したがって、本来、NTTグループの在り方から議論して、是非を判断すべきと考えますが、既にNTTドコモ殿の上場廃止等の手続が先行してしまっておりますので、まずは現行制度に照らして、必要な措置を急ぎ講じる必要があると考えております。

なお、NTTグループの体制変更がこれ以上進展するかどうか、今回の措置によって、公正競争環境の影響・懸念が競争事業者等から示された場合には、即座に在り方の抜本的検討が必要になると考えております。

45ページを御覧ください。その際、組織再編ですとかネットワーク統合の内容如何によっては、ボトルネック性に起因する影響を根本的に断ち切るべく、構造的措置、資本分離であり、構造分離といったものが必要になると考えます。参考になる海外事例を下に示しております。

最後、47ページ、まとめになります。こちらは説明が重複するため、繰り返しは避けませんが、NTT殿のほうで既に方針が定まっております、構成としては公表されてございますが、これを既成事実化することなく、本会合の中で、公正競争の観点で丁寧に御議論いただきたいと要望させていただきます。

以上で、弊社からの説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

【大橋主査】 ソフトバンク様、ありがとうございました。後ほど質疑応答、意見交換させていただきます。よろしくお願いいたします。

続きまして、楽天モバイル様より御説明をいただければと思います。

【楽天モバイル】 では、楽天モバイルの矢澤より御説明させていただきます。内容については、前段のKDDI様、ソフトバンク様と重なるところがありますが、御了承いただければと思っております。

では、お配りさせていただいた資料をめぐっていただきまして、まず目次のところで、背景と懸念点のまとめが一番最初で、2つ目に具体的な懸念点の1番、3番目に具体的な懸念点の2番を御説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

めぐっていただきまして、3ページ目です。まず現在の弊社の意見を取りまとめさせていただいた背景を御説明させていただきます。ソフトバンクさんやKDDIさんからもございましたが、やはりボトルネック設備、こちらがやはり重要となってきておまして、NT

Tの東日本殿、西日本殿との連携及びネットワーク構築、これが公平性が保たれるということが非常に重要でございます。

下の左側、ボトルネック設備の重要性については、今までいろいろ御説明がありましたので割愛させていただきますが、右側が現在、弊社とNTTの東日本殿、西日本殿との連携について、現在何があるかを御説明させていただいております。現時点では主に、楽天モバイルはまだ参入後、時間がたっておりませんので、4G、5Gを含む基地局設置におけるGC局、こちらは局舎を中心としておりますが、GC局及び基地局とGCを結ぶ光ファイバですね。こちらのやり取りをさせていただいているとともに、あとは宅内におけるフェムトセルの基地局、こちらのネットワーク回線についてもいろいろなやり取りをさせていただいております。

中長期でもいろいろ連携について検討させていただいております、Rakuten Communications PlatformというRCPですね。こちら、我々は、プラットフォーム展開を検討しておりますが、こちらの海外展開について、NTTのグループ様、持株様といろいろ御相談させていただいたり、あとは災害時、非常時における協力体制も今、中長期に向けていろいろ検討させていただいております。

ページをめくっていただきまして、そんな中で、今回のドコモ様の完全子会社化について御検討いただきたい懸念点をまとめております。

そちらの左側の図はやはりNTT東西さんからの回線提供がNTTドコモさんに、こちらがどのような公平性を持って、透明性を持って運用されるかということが一番のポイントだと思っております。現在我々もNTT東西さんと協力しながら、基地局の設備を構築していっております、東西さんからは、これまでと変わらず、できる範囲内でサポートはしていきますよというお言葉をいただいておりますが、それがどのような透明性と、あとは継続性ですね。こちらも担保いただけるのかということが非常に重要なことになってくると思います。

右側の懸念点、2番目というところで、やはりグループ内に入ることで不当な競争力が増加してしまうことが懸念されております。現在では変わらないとおっしゃっていただいておりますが、やはり今後、時代の変化と共にまた状況がいろいろ変わっていくと思っております。その中で、現在の回線卸の価格設定と、どう同じように公平性と透明性を担保していただけるのか、こちらが議論ポイントとなってくると思っております。

めくっていただきまして、5ページ。こちら、目次になりますので、もう1ページめくっ

ていただきまして、6ページでございます。具体的な説明でございますが、ボトルネック設備の利用における適法性・公平性・透明性の毀損というところでございます。先ほど簡単に御説明させていただいておりますが、やはり我々にとって、今、このボトルネック設備の公平性の担保というのは非常に重要な喫緊の課題となっております。先ほど申し上げさせていただいたとおり、現状は非常に協力的にNTT東西さんにしていただいておりますが、これが将来における、どのような透明性、トランスペアレンシーと継続性が確保されるのかどうか。これがどのような明文化をされて、運用されていくのかというのを非常に注目しております。

右側に書いておりますが、NTTグループ一体運営により、NTT東西殿との回線提供の手続のオープン性が損なわれ、NTTドコモ殿の手続が一層優先されること、及び競争事業者においては、NTT東西殿との回線提供待ちの基地局が増加してしまうのではないかと、こういった懸念を持っております。

下のほうは、ネットワークの構築費用でございます。NTTグループ内の利益還流を生かした光ファイバ料金の高止まり、及びNTTグループ内での局舎の優先利用及びNTTグループ内の利益還流を生かしたコロケーションスペース料金の高止まり、こういったところを懸念しております。

めくっていただきまして、こちらは同等性に関する要望でございます。公平な事業環境下での5Gネットワークの構築に向け、適法性・公平性・透明性が担保されない事態は認められず、NTTドコモ完全子会社化以降もNTT東西殿の設備利用において同等性の確保がされることを我々としては強く要望させていただきます。

その同等性の具体的な対象となりますが、2つございまして、1つ目は、ダークファイバ。こちらは光ファイバのところでございます。これまでも大量の回線提供の手続についても納期どおりに、現状のところは御対応いただいておりますが、今後、5G及びIoTの導入に伴い、各事業者様とも、NTT東西殿との回線待ちの状況が今後増加することが予想されております。その際にできる限り事業者の要望を尊重して、迅速並びに公平な設置、手続をどのように担保していただけるのか、こちらを御検討いただきたいと思います。

また、NTTドコモ殿との競争事業者間の適法性・公平性・透明性が担保されているかについて、これが特に透明性のところが、検証が必要かと思っております。

もう一つ、コロケーションのところでございます。こちら前段ではございましたが、5G、IoTにおいて、低遅延サービスの実現においては、エッジコンピューティングが不可

欠であり、コロケーションスペースの利用がこちらも増加すると想定されております。局舎内のコロケーションスペースの利用に関して、NTTドコモ殿と他事業者との間での同等性を確保できるか、どのような運用をしていただけるかということが非常に重要になってくると思っております。

めくっていただきまして、8ページ目、具体的な懸念点、2つ目です。

もう一枚めくっていただきまして、9ページ目でございます。NTTグループ殿の不当な競争力の増加というところでございます。今回のNTTドコモ子会社化は、ドコモ分離時の公正競争要件等の主旨に反しており、NTTグループによる支配力の拡大が見込まれます。これまで、先ほどもいろいろ御指摘ありましたが、分離されて、不当な競争力がないようにということで運用していただいておりますが、今後、NTT殿の市場支配力の変化が見込まれております。

その中で、市場支配力が拡大する中で、どのような公平性を担保していただけるのかが非常に重要なことになってきております。右側に具体的な懸念事項を3点挙げさせていただきます。

1つ目が、NTTグループ殿による基幹ネットワークの統合ですね。ドコモ殿との、NTT東西殿とのネットワークの統合。こちらが懸念しておりました。

2つ目が、NTTグループ内のファイアウォールの形骸化でございます。こちらも前段でいろいろ発表がありましたが、やはりこのファイアウォールが形骸化してしまうことで、非常に公正競争等の観点から懸念を持っているところでございます。

3点目は、資金力のレバレッジのところでございます。ドコモ殿がNTTグループ、100%になることによって、資金力を盾にした一時的な料金の値下げによる不当廉売を行う可能性があるんじゃないかということでございます。

めくっていただきまして、10ページ目でございます。NTTグループによる基幹ネットワークの統合について御説明させていただきます。NTTドコモ殿のネットワークとNTT東西殿のボトルネック設備が一体化することによって、競争事業者にとっては開発期間や開発費用の面で不公平な競争環境となります。

左側に、図に書いてありますが、ボトルネック設備がNTTドコモ様に設備が一体化してしまうと、我々との不公平が発生してしまいますので、右側に書いてありますが、NTTグループ内での設備・仕様の共通化、NTTグループ内の優先及びネットワーク一体化に伴う投資効率化によって、NTTグループ各社は、ほかの競争事業者と比べて、早期設備利用と

グループ内のコスト低減が可能となってきてしまいました。

そのことによりまして、下段に書いてありますが、仕様相違による、追加開発の発生であったりとか、上記に伴う開発期間の長期化及び開発費用の増加が競争事業者は見込まれるというところがございます。

めくっていただきまして、11ページ目のところでございます。ファイアウォールの形骸化について御説明させていただきます。今までは別会社になっていることで、情報の秘匿化については透明性が保たれておりましたが、それが不透明化になっていくのではないかとこのところでございます。左側は、分離時の話でございますので、右側の説明をさせていただきます。今後想定される影響でございます。まずは加入者情報のところでございます。NTT殿が一元化を目指す加入者管理における、グループ間をまたがった加入者情報の不当利用。また、研究開発のところ、NTT各子会社が応分負担して運用されるNTT持株殿の研究開発費用等に関して、各子会社の研究開発費の負担割合や、NTT持株殿による研究開発費の使用用途の不透明化が今後想定されていくと思います。

めくっていただきまして、12ページ目でございます。NTTグループの全体の資金力のレバレッジでございます。NTTグループ殿の資金力を盾にして、NTTドコモ殿が一時的な料金値下げによる不当廉売を行う可能性が懸念され、ドミナントプレーヤーとしての立場の強化、長期的には利用者便益の喪失が起これ得ます。

右側に書いてあります、今後想定される影響について御説明させていただきます。こちらの資金力をレバレッジにした値下げによるシェア拡大ですね。一時的な値下げによって、競争力を高めたNTTドコモ殿が市場シェアを獲得。市場ドミナントプレーヤーとしての立場がさらに強化されるのではないかと。下段は、シェア拡大による交渉力増大でございます。利用者に対する交渉力が増大し、長期的には利用者の便益が喪失されるのではないかと。その後、値上げされるのではないかとこの影響でございます。

めくっていただきまして、13ページ、こちらはまとめでございます。東西殿とドコモ殿の一体運用への懸念に伴う要望でございます。

3点ございまして、1点目は、懸念事項1の基幹ネットワークの統合を懸念しておりますので、右側に書いてあります要望をさせていただきます。ボトルネック設備に関する回線提供ルールの実効性が十分に確保されているのかの検証。2つ目の懸念事項は、ファイアウォールの形骸化でございます。こちらについては、NTT東西殿がNTTドコモ殿と加入者情報等を共有していないかという点を総務省様にモニタリングしていただけるのかどうか、

継続していただけるのかどうか。及び研究開発費の拠出額、及び使用用途別の投入額等の開示、研究開発の内容等の情報公開の実施をしていただきたいと思います。と思っております。

3点目、NTTグループ全体の資金力のレバレッジについてでございます。こちらについては、ドコモ殿の各種財務情報の継続的な提供及び不当性が認められる場合のNTTドコモ殿への是正措置などを要望させていただきます。

以上でございます。

【大橋主査】 楽天モバイル様、ありがとうございました。

それでは、続いて、日本ケーブルテレビ連盟様から御説明をいただければと思います。

【日本ケーブルテレビ連盟】 一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の副理事長で、通信放送制度委員会の委員長をしております、愛媛CATVの宮内でございます。本日は、公正競争確保の在り方に関する検討会議において御説明をさせていただく機会をいただき、誠にありがとうございます。失礼ながら、以下、社名の敬称は略させていただきます。

今回のNTT持株会社によるNTTドコモの完全子会社化は、NTTグループの市場支配力の強化につながるものであり、地域密着の事業者であるケーブルテレビにとって大変大きなインパクトがある問題です。

本日は、我々ケーブルテレビから見たNTTドコモの完全子会社化による検討課題について御説明させていただきたいと思っております。時間も限られていますので、早速説明に入らせていただきます。

1 ページ目を御覧ください。ケーブルテレビは、1955年に、難視聴対策としてサービスを開始いたしました。その後、インターネットや電話など事業領域を拡大し、発展を続けてまいりました。ケーブルテレビは地域に密着した事業者であり、個々の事業規模は大きいものではないため、個々のものが対応することが困難な課題に対しては、日本ケーブルテレビ連盟などが中心となり、業界が団結、連携して対応してまいりました。

次のページをお願いします。ケーブルテレビの加入世帯数の推移をまとめたものです。ケーブルテレビによるサービス提供エリアは全都道府県を網羅しており、我が国の総世帯数の過半数がケーブルテレビを経由してテレビを視聴している状況にあります。

次のページをお願いします。ケーブルテレビサービスの普及状況をまとめたものでございます。近年、通信サービスが増加傾向にあり、通信サービスがケーブルテレビの主力商品となっています。通信サービスとしては従来から取り組んでいました固定ブロードバンドに加え、地域BWAやMVNO事業であるケーブルスマホなどの無線サービスの提供も開

始しました。

また、業界を挙げて、ローカル5Gの活用も推進しているところです。ローカル5Gに関する取組については最後の参考資料に添付しております。

それでは、要望事項に移らせていただきます。5ページ目を御覧ください。NTTグループとケーブルテレビの競争環境についてまとめさせていただきました。左側にNTTグループ、右側にケーブルテレビを対比する図としております。図でお示したとおり、ケーブルテレビが提供する固定ブロードバンド、ローカル5G、地域BWA、ケーブルスマホ（MVNO）などのあらゆる通信サービスについて、NTTグループと競争関係にあります。

改めて申し上げるまでもありませんが、NTT東西は、地域通信市場において、NTTドコモは、移動通信市場において、それぞれ市場支配力を持っており、地域密着のケーブルテレビが地域貢献をしっかりと果たすべく、NTTグループに対抗していくためには、地域における公正競争の確保が何よりも重要と考えています。

次のページをお願いします。ケーブルテレビからの公正競争の確保に向けた要望事項をまとめさせていただきました。ケーブルテレビとしては、新たな日常の定着や地域のデジタル化、今後のBeyond 5G時代の到来を見据え、地域密着のICT事業者としての「役割」を果たしてまいりたいと考えております。このため、本日は4点の要望事項をまとめさせていただきました。次のページ以降、それぞれの要望事項の説明をさせていただきます。

次のページをお願いします。1点目の要望は、NTT東西とNTTドコモの一体化の明確な禁止でございます。NTTドコモの完全子会社化により、NTTグループの市場支配力が強化し、地域のケーブルテレビが排除され、対応できない状況となることを懸念しております。このため、NTT東西とNTTドコモの一体化を禁止するための措置を御検討いただくようお願いいたします。

想定される対応といたしまして、特定関係事業者制度について、その対象事業者にNTTドコモを指定していただくことや、役員の兼務のみが禁止されている特定関係事業者制度における禁止行為について、その対象範囲を一般職員に拡大すること。有線・無線のインフラにおいて一体的な構築が想定されるネットワークのスライス化や仮想化、エッジコンピューティングなどに関するNTT東西、ドコモによる一体的な構築を禁止すること。実質的な営業活動を含め、NTTグループによる一体的な営業活動を明確に禁止することなどを挙げさせていただきました。

特に、NTT東西、ドコモによる一体的なネットワークの構築については、NTTグルー

ブに有利な仕様や機能でネットワークが構築されることで、競争事業者が接続を行う際に、新たな機能の開発が必要となったり、相互接続に時間を要するなどが懸念されます。いずれにいたしましても、NTT東西とNTTドコモの一体化により、地域における競争環境に影響が出ないよう、御検討をお願いいたします。

8 ページは、特定関係事業者制度の概要資料ですので省略させていただきます。

9 ページ目をお願いします。2 点目の要望は、地域における競争環境の監視強化でございます。図にお示しいたしましたとおり、仮にNTT東西からNTTドコモと競争事業者に対して、同じ条件で提供されていたとしても、競争事業者は赤字で、サービス提供が困難。NTTグループはグループ全体で黒字となるといったことが想定されます。

例えば、サービス提供に不可欠となるダークファイバ等の卸料金の設定を通じて、競争事業者が太刀打ちできない状況に追い込まれ、競争事業者が排除される状況が懸念され、現実にもそうした事態も起きております。

弊社の経験を申し上げますと、NTT西日本から借りたダークファイバと自社の光回線を組み合わせて自治体向けの情報通信ネットワークを提供していたのですが、昨年の更改入札時に、弊社がNTTに支払っているダークファイバとその関連するハウジング費用総額よりもさらに低い価格でNTTが落札したという事例がありました。これでは、地域の通信事業者では、逆立ちしても勝負にならず、公正な競争とはとても言えない状況と考えております。

NTTグループは不可欠設備を持ち、営業や技術に関して圧倒的な組織力を持つことから、地域でケーブルテレビが対等に競争できる環境をつくることが何よりも重要と考えています。

具体的な対策としては、例えば総務省の電気通信市場検証会議などの場において、法人向けサービスについて、地域ごとに検証を行うなど、法人向けサービスの検証を強化することや、今後進展するローカル5Gについて、地域における競争環境の検証項目に追加することなどが必要ではないかと考えています。地域における検証を実効的なものにするためには、検証を行う地域の単位について、東北や関東などのブロック単位だけではなく、最低でも県単位、さらに県内の生活圏の単位で行うことが必要と考えております。

次のページをお願いします。3 点目の要望は、地域における公正競争の確保に向けた禁止行為規制の見直しでございます。昨年、NTTよりNTTドコモ完全子会社化後の連携強化に関する検討の方向性が示されましたが、この中で、NTTレゾナントが個人向けMVNO

事業を提供する計画について言及がございました。

現在、NTTレゾナントは禁止行為規制の対象となっていないことから、図に示したとおり、NTTコミュニケーションズを経由して、NTTドコモのサービスが提供されることで、競争事業者に対して実質的に有利な取扱いをすることが可能になると考えています。このため、NTTレゾナントを禁止行為規制の対象として指定するとともに、グループ内の間接取引による潜脱的な回避ができないよう、規律の見直しを行うことが必要ではないかと考えています。

次の11ページは、禁止行為規制の概要資料ですので、省略させていただきます。

12ページ目をお願いします。要望の4点目は、NTT東西におけるローカル5G無線局免許の扱いでございます。現在、NTT東西について、一定の条件下ではありますが、ローカル5Gの無線局免許を取得することが認められております。しかし、先ほど述べたとおり、NTTドコモが完全子会社化されることで、NTT東西の設備とドコモの設備が一体的に構築されることや共用が進むこと、また、NTT東西のローカル5Gや、ドコモの全国5Gの設備情報が共有されることなどが行われることとなり、NTT東西が競争事業者よりも優位にローカル5Gのネットワークを構築できるようになることや、NTT東西とドコモが一体的に5Gを提供することを懸念しております。

先ほどKDDI様から、NTT東西のボトルネック設備に関する情報がNTTドコモに非対称に共有される等の御指摘が資料にありましたけれども、逆に、NTTドコモからNTT東西への情報共有が行われることも当然起こり得ると考えております。このため、NTTドコモが完全子会社化されるという状況の変化を踏まえ、改めてNTT東西によるローカル5Gの無線局免許の扱いを検証いただくことを要望いたします。

以上、ケーブルテレビからの要望事項を御説明させていただきました。

13ページ以降は、御参考までに、ケーブルテレビによる無線利活用の取組に関する資料まとめたものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

【大橋主査】 日本ケーブルテレビ連盟様、ありがとうございました。

それでは、以上、各社から御発表いただきました点を踏まえまして、質疑応答、意見交換に移りたいと思います。御発表あった内容への御質問、あるいは御意見、その他ございましたら、ぜひ各構成員から御発言いただきたいと思います。通例どおり、チャット欄に記載いただければ御指名いたしますし、あるいは御発言いただければ、私のほうで指名させていただきます。

できます。いかがでしょうか。

それでは、相田先生からまずお願いできますでしょうか。

【相田主査代理】 それでは、主にソフトバンクさんについて、質問させていただきたいんですけれども、29ページにネットワーク統合の絵があって、同じような絵がもう1か所、どこかにもあったかと思うんですけれども、たしかお話を伺った範囲では、NTTドコモとNTTコミュニケーションズのネットワークが一体化されることで既に問題だというふうに言っておられたように聞こえたのですけれども、その理由というのをまずお聞かせいただきたいというのが一つです。

それからさらに、NTT東西のネットワークとそれが一体化することになると、NTT東西の持っている設備のボトルネック性が上に浮かんでくるというイメージで、右側は書いているんだと思うんですけれども、統合されているにしろ、されていないにしろ、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズのネットワークが真のボトルネックというふうにはやはり言えずに、NTT東西との間でもって、同じネットワークだということでもって不当に優遇されているというような言い方のほうが正しいのかなと思うんですけれども、このNTTドコモ、NTTコミュニケーションズのネットワークにもボトルネック性が生じるというふうにもしてお考えなのだったら、それについても御説明いただければと思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

もしよろしければ、一問一答といたらあれですけど、それぞれについて、もし今、相田先生の点についてお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【ソフトバンク】 ソフトバンクですけど、よろしいでしょうか。

【大橋主査】 ありがとうございます。

【ソフトバンク】 相田先生、ありがとうございます。まず弊社から申し上げたNTTコミュニケーションズ殿とドコモのネットワーク統合に関しましては、1点目としましては、まず、そもそもNTT、資料の33ページと34ページにあるんですが、NTTドコモ殿に関しましては、禁止行為規制が今かかっているということと、我々の意見では、その禁止行為規制を緩和する理由はないという考えに立っておりますので、ドコモさんとNTTコミュニケーションズさんが排他的に融合的なネットワークを統合すると、資料に書かせていただいておりますが、情報の共有ですとか目的外利用みたいな懸念が払拭できないという意味で問題があるのではないかという意味で書かせていただきました。

ただし、説明の中でもお話ししたんですが、仮にここが禁止行為規制に抵触しない形で何らかの融合が図られるということであれば、そこは逆にNTT様から提案をいただいて、それが制度上というか、公正競争上、許容できるかということ判断させていただければと思っています。

2点目、NTT東西さんがさらにくっついた場合の話なんですけれども、こちらはまた重複しますけれども、やはり今後の技術革新の中で、仮想化等が進むことによって、当然ボトルネックは今、アクセスの部分ということではあるんですが、究極的には、仮想化で、今、物にひもついてボトルネック性というか、そういう性質が1対1で対応しておりますが、ある意味、物とは別の機能によった設備の指定の仕方みたいなことが必要になる可能性がある。そうすると、今までNTT東西さんのアクセスだけを見て、ここがボトルネックだねと思っていたら、意外と実は上位レイヤーの、例えばルーターみたいなところですね。何らかのボトルネック性が移転しているというような可能性もなくはないという懸念もございますので、ここに関しては、そういうボトルネック性がきちんとNTTさんの、地域さんのアクセスネットワークにあったままなのか。もしくは、それが何らかの形で、技術の革新とともに移転していないかということを中心に、それに相応する規制を入れていたきたいという趣旨で申し上げさせていただきました。

御回答になっておりますでしょうか。

【相田主査代理】 今、県間設備、接続設備を一種指定すべきかどうかというのは別の場で議論されていますけども、それと同じように、NTT東西のネットワークを使うに当たって、結果的にドコモなり、コミュニケーションズのネットワーク設備を使わなきゃいけないようなことが生じる可能性があるという理解でよろしいでしょうか。

【ソフトバンク】 はい。そうですね、将来的なそういう懸念を考慮して申し上げさせていただきました。

【相田主査代理】 ありがとうございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、石田構成員、お願いできますでしょうか。

【石田構成員】 教えていただきたいのですが、今後、ボトルネック設備となってくる局舎について、各社様から御意見がありましたけれども、ソフトバンクさんのところでは、21ページで説明がかなり詳しく載っていたんですが、この中に、一般のコロケーションとなるんですかね。サーバ類は設置が可能で義務コロケーションルールの中では、サーバ類の設置

が不可だと書いてあったんですけども、一般コロケーションと、義務コロケーションについてはどういうことになっているのかということと、コロケーションに関しての規制について教えていただければと思います。

それから、前回の会議で、NTTさんから競争事業者さんに対して、空きスペースがあれば利用は可能ですよという御意見があったかと思いますが、現在、この局舎の利用状況について教えていただきたいというのと、競争事業者さんにお伺いしたいのが、現在、コロケーションに関して問題となっていることはあるのかということも併せてお願いしたいと思います。

【大橋主査】 ありがとうございます。今、3点いただいて、まずコロケーションの現状と問題がどういうところにあるかというのを今回御発表いただいた事業者からお伺いしたいということよろしいですか。それとあと、NTTさんから利用状況について伺いたいということよろしいですかね。

【石田構成員】 はい。

【大橋主査】 では、まず、今回発表された事業者の方々から、コロケーションに関して、現状と課題があれば、それについての課題、それぞれ手短にいただけますでしょうか。

まずKDDI様からお願いできますか。

【KDDI】 それでは、我々のほうでは、45ページで御説明させていただきます。例1の一般コロケーションの活用のところで、ここに書いてありますとおり、一般コロケーションというのは相対契約によって、接続ルールよりも有利な条件でグループ内で取引されていても、ここは相対なので、見えないというブラックボックスというところの懸念があるということと、先ほどプレゼンの中でも御説明いたしましたけれども、一般コロケーションのリソースというのがどういうふうに押さえられているかというのは、これは下の※に書いてありますとおり、物理的に場所が区分されているわけではありませんので、そこは見えないということで、先にグループ内で押さえられてしまうと、義務コロケで我々が使いたいということがあったとしても、空きがないというようなことが起こりうるということで、こういったところについて、何かルールというか、手当とか、検証したり、見える化するとか、そういったことが必要になるんじゃないかと考えております。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

ソフトバンク様、ございますか。

【ソフトバンク】 ソフトバンクですけれども、ちょっとだけ補足させていただくと、義務コロケーションに関しては、基本的にNTTさんの接続に必要なものを置けるということで、原価ベースでそこに置かせていただくこととなりますが、サーバに関しては、そういう規律がないので、義務コロケの場所には置けません。先ほどKDDIさんがおっしゃられたとおり、一般コロケという扱いで、相対での設置ということになりますので、コストも非常に透明性が欠けているというか、かなり高い料金であったり、そういったところでの差異がやはり義務コロケと一般コロケで違います。

今後やはり5Gが入っていく中で、エッジコンピューティングみたいな世界の中では、サーバをいろんな場所で置かないといけないというところがあって、そういう意味では、NTT様のそういうコロケーションスペースというものが非常に極めて重要なサイトになりますので、そこに対して我々は、義務コロケーションみたいに等しいルールで、例えば原価ベースみたいな形で置かせていただきたいというのが要望の趣旨になります。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

楽天モバイル様、ございますか。

【楽天モバイル】 楽天モバイルでございます。現状、我々は大きな問題があるとは感じではおりません。NTT東西様と一緒にいろいろやらせていただいております、特に大きな問題が今現状では発生しておりません。ただ、今後、5G、その先、6Gと、いろいろ入っていく中で、今後その場所の取り合いになっていったときの透明性がやはり重要なこと思っております。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

日本ケーブルテレビ連盟様は特段、コロケーションについてどうでしょうか。

【日本ケーブルテレビ連盟】 義務コロケーションについては色々な事例がありますが、一般コロケーションについては、特別、業界で問題になっていることはないかと思えます。ただ今後、色々な形で新たなサービスを展開していく中で、一般コロケーションをお借りしたいという要望も出てくる可能性がありますので、透明性の確保は是非お願いしたいと思っております。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、NTT様から、先ほど石田構成員から利用状況等、御質問、確認があったんですけれど、そこについてお答えいただくことは可能ですか。

【石田構成員】 すみません。義務コロケーションについて、もう少し詳しく説明していただけたらと思っているんですけれども。どういうことが決まっていて、どういう内容になっているのかということも加えて、NTTさんに併せて教えていただければと思います。

【NTT】 NTTの北村でございます。まず義務コロケーションというものと一般コロケーションとの違いについてご説明します。義務コロケーションは、アクセス設備等、我々の設備、それらが今はボトルネックがある設備ということになっていますが、その設備と接続するために、どうしてもNTTの局舎に設置しなければならない他社設備に関して、義務コロケーションで設置するという位置づけになっております。義務コロケーションにつきましては、接続約款で提供条件、提供料金、全てを記載しており、これに関する空き状況につきましても事業者様にはお見せできるような形となっております。

また、義務コロケーションの利用状況というお話もありましたが、今、手元に利用状況がないため別途お話をいたします。空きがない局舎において、新たに空きができた場合には、そこを義務コロケーション対象として開放することになりますが、空きが生じたという情報については、事業者様にも開示するルールとなっております。

一般コロケーションにつきましては、その逆で、結局のところ、NTTの局舎に置かなくても基本的には大丈夫なものが対象になります。一般コロケーションでは、制度的にということではなく、ビジネスベースで対応させてもらっております。これについては、NTTの局舎に置かなくても、自分たちの局舎や民間のデータセンターのようなところに置くことで対応可能なものですので、これについてはビジネスベースでやらせていただいているところでございます。

ドコモの場合でも他事業者の場合でも全く同じ運用でやらせていただいているところでございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。利用状況は後ほどということでしたけれども、石田構成員、今の御回答で。

【石田構成員】 はい。ありがとうございます。空きの状況について、皆様が御心配されていたようなので、現状では特に問題はないけれども、今後についてということでしたので、また、お伺いしたいと思います。ありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、岡田構成員、お願いできますでしょうか。

【ソフトバンク】 ソフトバンクですけれども、今の議論に関して、1点だけ補足させていただきますんですが、よろしいでしょうか。

【大橋主査】 はい。

【ソフトバンク】 義務コロケーションの話は、NTT様のおっしゃったとおりではあるんですが、やはりどこが義務コロケーションの場所かといったところに関して、我々の資料でも問題提起とさせていただいたんですが、そういった空きスペースに関しては、NTT様がビジネスベースでいろいろ、シェアオフィスですとかそういうことに使われてしまうと、そもそもの義務コロケーションのスペース自体が減ってってしまうという問題があります。

我々が開示されているのは、あくまでNTTさんがそういうシェアオフィスとかいろいろなビジネスで使われたものの残りということで、我々に、ここが義務コロケーションの場所ですということを見せていただいている認識なので、逆にそこでいろいろNTTさんがグループの中で利活用されてしまうと、義務コロケーションのスペース自体が非常に減っていくという問題もあるのかなと思っております。

すみません。以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、すみません。岡田先生。

【岡田構成員】 では、質問させていただきます。幾つかあるのですが、まずグループ全体の利益最大化に伴って、いろいろな行為について、幾つかの会社の方々から御指摘がありました。例えばKDDIさんのスライドでいくと、卸取引における論点で、スライドの38ページあるいは41ページでしょうか。中長期的に取引が内部化されることによって、競争事業者に対する排除効果が働くという御指摘と理解したのですが、このような排除効果が競争上問題になり得るかは判断が微妙なケースが多いというのが私の認識です。例えば38ページでは値上げをすることで競争事業者を排除するロジックになっておりますし、41ページは逆に、レゾナントへの廉売によって競争事業者を排除するメカニズムを指摘しているということで、なかなか判断が難しいケースではないかという印象を受けました。卸取引におけるグループ一体運営に伴う、特に垂直的取引における排除効果は、これは質問というより感想になるのですが、どの程度問題になり得るのかという疑問を感じました。これが1点です。

それから、これはKDD Iさんとソフトバンクさんの両方から御指摘があったと思いますが、NTT東西さんとドコモ等の事業者のネットワークの統合は禁止すべきという御指摘があったと思うんですが、その場合のネットワーク統合という言葉をごどのように理解すればいいのか、ちょっとイメージしにくかったところがあります。これは先ほど、相田構成員からの御指摘とも重なると思いますが、実際にネットワークが統合されることでボトルネック性の外縁が広がるように御議論されていたように思うのですが、ちょっと技術的な点の理解が及ばないところもあります。いろんな仮想化ネットワークが今後の研究開発を踏まえて進展していくことを考えた場合、このボトルネック性をどう考えればいいのか。

R&Dの一体的運営による問題という御指摘にも関わってくると思いますが、今後、5G、Beyond 5Gを含め、新しいネットワークの開発、利用が進んでいくことを考えた場合、このような統合を禁止することが本当に望ましいのか、私から見ると、禁止という辺りまで踏み込む必要が本当にあるのか疑問に感じたのですが、どう考えればいいのかというのがもう一つのポイントです。

それから、例えば、セグメント情報の開示など、グループ一体化経営に伴ういろいろな要望事項があったと思うのですが、そういった禁止行為規制を含めて、より情報の粒度を高めるといった表現があったかと思うんですが、そのような情報開示では、ベンチマークとなるように、公正競争上、問題になり得ることを検証するために、MNO各社の同等の情報と比較検証して判断しないと難しいところもあるのではないかと。特に内部取引に関わる情報はブラックボックスになっているということですが、そもそもほかのMNOさんにもブラックボックスとなった内部取引の部分があるわけで、そういうところと比較しつつ検証していくという考え方も必要ではないかと考えます。もし情報開示ということを行うのであれば、それは大きく市場全体を踏まえた形の情報開示が求められていると思うのですが、その点、どういうふうにか考えるべきかですね。

私からは以上です。ありがとうございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。今、3点いただいた点は岡田先生の御意見と捉えてよろしいですか。

【岡田構成員】 そうですね。私の意見が入っていますので、それについて、例えばもし反論すべき点がおありだったらお聞きしたいということはありません。

【大橋主査】 分かりました。もしあれば、後ほどまとめて事業者からいただければと思います。

それでは、ほかに御意見、まだいただいている方を含めていかがでしょうか。では、大谷構成員お願いいたします。

【大谷構成員】 日本総研の大谷でございます。私も相田構成員、それから、岡田構成員から御質問、御意見があった部分と重複してしまっていて恐縮ですが、質問の形で、競争事業者の方にお尋ねできればと思っております。

具体的には、これはKDD I様の資料ですと、18ページ、34ページで、統合ネットワークについて触れられているところです。ソフトバンク様においても同様に、ネットワークの統合ですとか、それから、29ページのところですかね。移動固定融合型ネットワークの構築といったことについての問題意識を示していただいているところです。

御指摘のように、これが完全に一体型の融合された固定と、それから、移動網のネットワークになってしまいますと、それはそれで禁止行為規制を無力化するというだけではなく、私はないと思っておりますが、独占回帰という状況をもたらしかねない問題のある経営手法ではないかなと思っております。逆に、統合ネットワークを構築するということは、今の状態ではかなり難しいのではないかなと思っております。

もちろん技術の進展に伴いまして、NTT東西様のボトルネック設備の構成要素ですとか一部の機能を、ドコモですとか、コムですとか、グループ内の他の事業者が提供し、それが一体となって一つのネットワークのように構成されていくという動きを将来的な課題としては考えられると思っておりますけれども、そういったボトルネック設備を構成するような技術ですとか、ソフトウェアとか、それから、設備というものが他事業者から提供された場合にも接続ルールなどの見直しといったことを通じて、必要なものは当然オープン化の対象になっていくと思っておりますので、そういった接続ルールといったものが厳格に、そちらはそちらで進化していくということに伴って、完全な統合ネットワークはやはり実現しようがないのではないかなと思っております。

ただ、部分的に融合して使われるということは、ある程度許容できる部分もあるのではないかなと思っております。具体的に懸念されているのは、I OWN構想とかそういった部分だと思っておりますけれども、どこで線を引くのがいいのか。許容できる他事業者のネットワークの利用ということがあり得るのか。そもそも、一部であっても無理なのかというようなことで、その線引きのルールについて、競争事業者、少なくともKDD I様と、それから、ソフトバンク様からは御説明をいただければと思っております。

それから、すみません。質問が長くなってしまっていて恐縮ですけれども、KDD I様のほう

からいろいろいただいた検証のポイントというのはかなり意味がある視点がたくさん入っているなど思っております。例えばファイアウォールの検証方法について、説明資料ですと31ページの辺りですとか、それから、33ページのリードタイムの検証、33ページなどの提案があるところ、これらの検証について、私としては、ファイアウォールを厳格に打ち立てているというよりは、逆に競争事業者のほうにチャンスを与えて、事後的な検証で、それを確認していくというやり方が現実的で、一考に値する検討だと思いますので、NTT様から御覧になって、これらの検証方法というものが機能し得るのか、協力の余地があるのかといったこと、あるいはそれに伴った何か課題などがあるようでしたら御指摘いただければと思います。

以上2点でございます。ありがとうございました。

【大橋主査】 ありがとうございます。まず1点目、KDDI様とソフトバンク様に対して、統合ネットワークに関する論点をいただいています。KDDI様からもしあればいただければと思いますが、いかがでしょうか。

【KDDI】 ありがとうございます。KDDIです。まず統合ネットワークですけれども、我々は34ページなどでも述べていますけれども、一般的に言えば、仮想化するときにはボトルネック設備のところも含めて仮想化されるということになれば、ここが仮想化されてしまうと、ボトルネックのアクセスの部分と、その上のトランスポートの部分といいますか、コアの部分とかそういったところも含めて、一体的な機能になると考えますと、そういった機能になってしまったときに、既存のアクセス部分に関する規制である第一種指定設備制度であるというものが機能しなくなりますし、禁止行為という意味でも、そこは一体的な機能になるわけですから見えなくなってくるところがあるので、潜脱してしまうというのがおそれです。

IOWNとおっしゃっているもの自体がどういうふうに作られるかというのは、詳細は、どういったことを実現するかというのはいろいろなところで語られていますけれども、網の作り方までは公開されていないので、何とも言えないんですが、我々としては、そういったボトルネックのところを特に、グループ内だけが優遇されるというようなことがある。あるいは我々が除外されて使えなくなるとなると、ボトルネック性のあるものが使えなくて困るといふことがあると競争に支障を来すということなので心配しているということです。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。排除行為に関して、懸念するという点ということだと思いました。

ソフトバンク様はいかがでしょう。

【ソフトバンク】 ソフトバンクですけれども、質問が複数ありましたので、記憶の範囲で全てお答えしたいんですが、岡田先生と大谷先生から幾つか御質問があって重複している部分もあったと認識しております。

岡田先生の1点目の観点で、卸料金の話で、グループの優遇の話ですとか、潜脱行為の話が、KDD I さんですとかほかの事業者から指摘があって、そこはいろいろ難しい部分もあるという話があったと認識してはいますが、我々としては、プレゼンの中でもお話ししたとおり、こちらの卸料金の話に関しては、適正性を厳格に見ていくということと、間接取引も含めて公平性をチェックするということをやれば、卸の規制に関しては、検証ができるのではないかと考えているのが1点です。

2点目、ネットワーク統合の話に関しては、仮想化の話は、先ほど冒頭でお話ししたとおりにですが、先ほどKDD I さんがおっしゃったとおり、機能で見ていく必要が今後出てくる可能性はあるという話ではありますが、少なくともNTT地域さんのアクセスの部分と、ドコモさんのモバイルの部分が一体化されるということは、やはり禁止行為規制の観点でも、ボトルネック性の観点でも大問題だと思っておりますので、部分的にもネットワーク統合というのは非常に問題があるのではないかなと思っています。

若干話がそれるかもしれないんですが、今回、我々のプレゼンの中であんまり触れていないんですけれども、研究開発の話はNTTさんはおっしゃられていて、今後、R&Dの部分で、電気通信設備を含めて連携していきますということをお話しされていると理解しています。

こちらに関しては、当然ドコモさんが費やす研究費あるいはリソースというものは、ドコモさんに優位な技術仕様になることが想定されますし、そこで開発した技術というものに関しては、NTT東西を含むグループ会社とアセット、リソースともに最適化されて、連携していくということが容易に想定されます。

ですので、そうなると、必然的にNTT仕様に固定化されたり、本当にオープン性というものが担保されるのかという観点で、競争事業者としては、懸念が高いと思っておりますので、このネットワーク統合に関しては、極めて慎重に、厳密に見ていかないと。I OWNに関してはまだ、どういう形で提供されるのかということも、卸か接続かといったところも

論点になると思いますが、ネットワーク統合に関しては、あんまり我々としては、妥協する余地なく、統合するのは難しいのではないかなと思っている次第です。

3点目、セグメント情報みたいな話で、これは我々が粒度の話を入れさせていただいたので、御質問いただいた部分にありましたが、どちらかというと、これはあくまで禁止行為規制の観点でどこまで見ていくかという話なので、例えば我々がMNOの立場として何か出すというよりは、我々がこれに協力するのであれば、NTTさんがいろいろ情報を出したのが、我々の情報として整合がつくのか、我々の情報とNTT地域さんが出されたものが一致しているのかというような整合チェックという観点では御協力できるかなと思っています。

ですので、そういったところで、NTTさんがまず何が出せるかということもありますし、我々が何が出せるかということも今後検討ではありますが、そういったところで本当に禁止行為というものが遵守されているかといったところをチェックしていけるようなことが、より厳格にできれば、機能分離という観点で、十分ではありませんけれども、今よりは少し改善するのではないかというのが弊社の考えです。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。大谷構成員から2点目をいただいています。これについては、NTT様への御質問ということになっています。これはNTT様のほうでお答えできる範囲でお願いできればと思いますけれども、いかがでしょうか。

【NTT】 お答えさせていただきます。具体的な資料で言うと、KDDIさんの31ページ、33ページというお話が出ましたので、こういったところを見させていただきますと、既に市場検証会議等の場でいろいろと御報告しているものもございまして、そうした場での検証のために必要な情報であるということであれば、我々としても対応できるものはしっかり対応していきたいと思っております。

ただ、31ページ側のところ、投資に絡むようなところに関しましては、結局、投資をするか、しないかというところは、最終的には東西で判断することになります。結局、最後まで使ってくれるかどうかというところは、東西としてやっぱり担保できるのは自分自身しかないということになりますので。要望はドコモからも聞いたり、他事業者からも聞いたりしますが、それらは必ずしも反映できるというものではありません。ただ、今でも代替策として、こういった形であれば代替できませんかといった提案等、事業者様ともやり取りをしながら対応している状況でございます。その辺を含めて、どういうことであれば対応していけるかということをお話していければよいかなと思っているところであります。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

大谷構成員、以上のような御回答でしたが。

【大谷構成員】 どうもありがとうございます。今のNTT様の御回答からしますと、例えば光のエリアの拡大の要望があって、それに対する対応について要望に応えられないケースがあったとしても、そのような場合には、ドコモ様を含めて、全ての事業者にとって差別のない形での検討がなされたということを事後的に検証できるような、そういった情報も、後日、事後検証のために御提供いただいて確認することができるという、そういう理解でいいのかどうかというのを念のため確認させていただければと思います。

もちろんエリア拡大というのは、その要望に従って全てできるものではないというのは、これは皆さん理解されていると思いますが、そのプロセスにおいて、身内びいきということが決して起こらないということが、これは楽天様やケーブルテレビ連盟様も含めた御要望ともなっておりますので、それが検証できる機会をちゃんと用意するということが必要かなと思っておりますので、念のため確認させてください。

【大橋主査】 これは多分、この会議で事後検証するスキームを考えるということなので、それについてやっていただくということなのではないかと思っております。

【大谷構成員】 分かりました。では、やっていただくということで。

【大橋主査】 必要があればということで、これから議論しなきゃいかんということだと思えます。

【大谷構成員】 分かりました。ありがとうございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、次に、関口構成員からお願いします。お待たせしました。

【関口構成員】 関口でございます。1点、感想めいたことと、それから、もう1点は、KDDI提案による第三者機関に関する質問をしたいと思えます。

1点目なんですが、ネットワークの統合、構築については、KDDIさん、ソフトバンクさんともに基本的には反対だという方向で御議論いただいたわけですが、例えばソフトバンク資料の34ページ目の辺りでも、ボトルネック性がNTT東西からドコモやコムのように移転していくんだと、だから、けしからんという書きぶりではあるんですが、仮想化ですとかスライシングの場合、汎用品が増えてきて、ボトルネック性はむしろ5Gの時代には弱まるという議論のほうが、方向性としては合っているのではないかというふうに思われて

いて、ややボトルネック性の移転という議論については、そういう点で言うと、方向が少しベクトルがずれているような気がいたしました。それは感想です。

それから、質問のほうですが、KDD I さんの24ページから26ページぐらいまでですかね。Openreachを真似して、日本でも第三者機関を作れという御主張でございます。第三者機関による監視というのはほかのところでも時々出てきて、審議会は信じられないということなんだろうと思うんですが、日本であまり第三者機関が機能しているというのは存在していない中で、どのようなことを具体的にイメージし、どのようなメンバーで、こういった監視をすることが望ましいのかについて少し教えていただきたいと思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。これはKDD I 様の資料、24ページに関するものですので、これはお願いできますでしょうか。

【KDD I】 KDD I でございます。第三者機関、ファイアウォールに関しましての今の関口先生からの御指摘についての考えでございます。確かに第三者機関をどういうふうにするかというのはこれから議論しなければいけないと思うんですが、いわゆる今までのこの検証というものがどうしてもNTT様からの自己申告みたいところで、それが本当に大丈夫なのかどうかというのは誰も検証ができない。これは行政もそうでしょうし、それから、市場検証会議の構成員の先生、あるいは我々も含め、結局、外部にいる人間は、その数字が本当に正しいということを信じることを前提に行われているということだと思いません。

では、こちらをどういうふうに検証するか、これがまさにイギリスで実際に2006年からずっと10年以上続いているわけですけれども、本当は、例えば会社を分けることによれば、そういった疑念がなくなる。会社を分ければ、それが会社を分けない。これが機能分離でございまして、今のNTTさんの持株体制のグループ環境でもありますし、NTT東西さんの設備部門、利用部門の話、共通する問題だと思っています。

イギリスにおいては、こういった機能分離にとどめるということは、外からはやっぱりなかなか検証できないということなので、これを中に入れて、つまり、恐らく日本で言えば、比較が適正かどうか分かりませんが、今いらっしゃる先生方の中から、非常に詳しい先生、あるいは市場検証会議の構成員の先生かもしれませんが、こういった先生の中から、非常に御見識の高い先生方に、もう少しNTTの内部情報、これは本来、NTTさんであれば公開することがためられるもの、総務省に対しても報告するものがなかなか、ためられるけ

れども、一応、一部の信頼のある先生方が内部に入って、それは守秘義務があるのかもしれませんが、本当にできる限り内部に入って検証する。それを総務省に対しては、あるいは市場検証会議か、あるいはこういう審議会に対して報告する。まあ、監査をするみたいな、そういうことを、一応イギリスの中ではやってみようというふうにして、実際にやってみたというところがあります。

これが100パーセントの完全回答ではないだろうと我々も思いますが、やらないよりはいいんだろと思っていますので、今、現状、グループ内取引についての不透明性というのが高まっているということなので、これは一つの知恵として大いに参考にすべきではないかという形で御提案した次第でございます。

一旦ここで。回答になっているかどうかあれですけれども、お返しいたします。

【関口構成員】 ありがとうございます。参考として承りました。ありがとうございます。

【大橋主査】 関口先生がおっしゃったように、これは別に通信に限らなくて、多分、企業が合併するときにトラスティを置くかどうかみたいな、そういう話だと思うんですけど、日本ではあんまり機能していないとか、あまり例が少ないというのは、KDD I さんがおっしゃったとおりだとは思いますが。ありがとうございます。

【KDD I】 すみません。KDD I ですけど、もう一点、御指摘いただいたことについて、答えが十分でなかったかもしれないので、もう1点補足させていただきます。

ネットワーク統合について、私ども、それは禁止という言い方をしておりますが、これはNTT、例えばドコモさんに対して、融合型サービスを提供してはいけないということを申し上げているわけでは決してございません。これはNTTさんはハンデとおっしゃいますが、我々は、イコールフットィングと申し上げております。

つまり、NTTドコモさんは、固定、移動融合サービスというのは、もうこれは92年の独立したときから、やろうと思えばできたわけです。事業領域が制限されているのはNTT東西さんだけであって、ドコモさんは、例えばKDD I、私どもと同じように、シェアードをNTTさんのを借りて、ドコモ光というものを我々と同じようにやる。フレッツと言いますかね。相互接続でやることができるわけですから、これは何ら、NTTドコモさんにとってハンデではないと。

我々がお願いしているのは、今後のI OWNのネットワークの構築する際にも、我々と同じイコールフットィングで、接続が、例えばオープンであるように、そういった機能の開発をしていただきたいということをお願いして、ネットワークの統合になってしまうと、

そこが接続ではなくなってしまうと。一体化してしまうと。こういったことはやはりやめていただきたいと。そういうのがネットワーク統合を禁止していただきたい、つまり、イコルフットイングを担保していただきたいという趣旨でございます。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、高口構成員からもいただいています。ありがとうございます。お待たせしました。

【高口構成員】 よろしくお願いいいたします。発言を希望いたしますと書いてから、既にいろいろ議論も進んで、少し重複するところもありますけれども、KDD I 様からの資料をベースに拝見した中で御質問させていただきたいと思います。

今回、ほかの競争事業者様もそうですけれども、いろいろ御意見、御要望がある中で、検証を強化してほしいという方向での御意見をいろいろいただいているのかなと思っております。岡田構成員からの情報公開というところと絡みますけれども、例えばKDD I 様からの御意見ですと、グループ内の内部相互補助の規律遵守状況については、例えばNTT様にセグメント情報を出してもらいたいとか、あるいはグループ間取引での周辺の業務委託の実態把握には契約書を出してほしいとか、これはソフトバンク様も御提案されていましたが、こうやって、検証してほしいポイントについて、具体的にこういう情報を基に検証してほしいといった御提案をいただいている部分もあります。

一方で、先ほど大谷構成員からの御意見とも重なってきますけれども、例えば設備増強とか接続機能実現、これがNTTの要望ばかりが実現していないかどうかという点。あるいは接続のリードタイム等の差別がないかという、この手続の公平性についても検証してほしいというような御意見が出ているかと思いますが、これについて、例えば競争事業者様から見、先ほどの別の観点からのNTTのセグメント情報のように、具体的にこういうデータで検証してほしいとか、これまでの市場検証会議の、ここをこういうふうに変えてほしいといったところがあればいただきたいと思っております、先ほどの大谷構成員とNTT様のやり取りの中では、これはある程度はもう事後的な検証を中心にというところで見えていく可能性もあると。

大橋主査からも、まさにどう検証するかは、市場検証会議の課題であろうという御指摘もありましたけれども、具体的に要望されている中で、もし競争事業者様から見、こういうデータがあれば、接続機能実現のNTTの要望ばかりが実現していないかとか、手続の公平

性が保たれているかというのが分かるのではないかというような御提案あるいは補足等がもしあればいただきたいというのが質問になります。

【大橋主査】 ありがとうございます。それでは、事業者様の方々から、今の高口構成員の点について思うところをいただければと思いますけれども。

【KDDI】 KDDIです。よろしいでしょうか。

【大橋主査】 すみません。毎回KDDI様から申し訳ないんですけど、御用意よろしければお願いします。

【KDDI】 はい。では、お願いします。弊社の資料ですと、32ページ目のものが一つの例かと思えます。手続の公平性ということで挙げさせていただいています。

各社がいつ申し込んで、いつ開通したのかと。事前調査だとか、あと、工事であるとか、接続にはいろいろなものが、手続がございますけれども、こういったものを各社がどういうふうになっているのかと。これはもちろん場所によって違いが出てくるので、同じところで申し込んでどうなのかとかそういう条件をそろえる必要があるかと思えますけれども、こういったものだとか、実際の運用状況を細かく見ていただけると、検証がより詳しくできるんじゃないかと思えます。例えば回答についても、ルールがあって、例えば1か月以内に回答とかそういうのもありますけれども、実際は早く回答いただければ我々も早く設備が作れるということもありますので、その辺の回答状況もどうなっているのかというのは、ここで言えば右の絵のようなことも懸念としてはあります。必ずこれが起きているということではなくて、こういうことが起きていないのか、検証いただければと考えております。

以上でございます。ありがとうございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

ソフトバンク様、ございますか。

【ソフトバンク】 はい。まず前提としてなんですけれども、これは禁止行為規制の観点に関しては、やっぱり露見しにくいということがあって、相当前にNTT西日本様で、接続情報の目的外利用みたいなのがありましたけれども、やはりそういう内部告発みたいなものがない限り、外から見るとなかなか分かりにくいと。機能分離が行われてから10年ぐらいたちますけれども、我々もここは若干反省があって、やはりいろいろなデータをきちっとこれまで10年の中で要望してこなかったというのは我々の落ち度でもあったかなと思っている次第です。

それもありまして、弊社としては、プレゼン資料の40ページを見ていただきたいんですが、

40ページ目の中で、これが全てではないんですが、そこを具体的に書かせていただいたつもりです。例えばKDDIさんのあれとも関連しますが、接続手続の納期ですとかそういったところの詳細です。今、これは概要という形になっていまして、概要レベルでは我々は不十分だと思っています。ですので、今回の提案の中では、NTTグループさんの内外を含む、我々も含めて、取引先との、いろいろな接続条件、納期とかの、ここでは最大値、最小値、中央値、最頻値みたいなことを書かせていただきましたが、それは先ほどKDDIさんがおっしゃられたように、場所とか、手続の中身によっても変わるとお思いますので、そういったものを事細かに見ていくことによって、本当にイコールフットイングなのかといったところがある程度分かってくると、今までよりは意義のあるデータ確認というものができるとは思わないかと考えております。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

楽天モバイル様からお願いできますか。

【楽天モバイル】 楽天モバイルでございます。我々の資料の13ページに一部記載させていただいているんですが、我々としても、このボトルネック設備の接続の公平性といいますか、同等性といいますか。そちらはお願いさせていただきたいなと思っております。どのように検証するのかと、これは難しいところだとは思いますが、我々、3行目に書いてある「NTT東西殿の設備・仕様や各種計画等に関するNTTグループ内と同等の」と書いておりますが、できればNTTグループ内よりは早くと本当は言いたいんですけれども、同等の遅延のない情報開示及び、これがどのように開示できるのかというのは難しいと思うんですけれども、我々としてはこのような要望をさせていただきたいなと思っております。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

日本ケーブルテレビ連盟様、もし何か検証に関して御意見あればいただければと思います。

【日本ケーブルテレビ連盟】 資料10ページにあります。地方では、特に個別の自治体単位で見ると、NTTの存在感、インフラ設備や営業力は圧倒的なものがあります。先ほど具体的な事例として申し上げましたけれども、このような圧倒的な金額で、地方の中小事業者が入ってこられないような状況が生まれております。

今後、スマートシティや地方のデジタル化を進めていくためには、我々のような地方に根差した事業者がしっかり汗をかきながら地域と一緒にやっていくことが非常に重要です。このため、最低でも県単位での競争環境の検証をお願いしたいと思います。

また、NTT東西とドコモが一緒になると、キャリア5Gとローカル5Gとが、一体化されたような形となり、我々に取りつく島がない状況になってしまいます。これでは、地域でローカル5Gを活用しようという機運まで失せてしまいます。

このため、ローカル5Gについても、地域における競争環境の検証を行っていただくよう要望いたします。

以上です。

【大橋主査】 どうもありがとうございます。

構成員の方々から一通り御質問、御意見賜ったところです。まだ若干お時間使うことができますけれども、先生方のほうから追加で御意見、御質問ありましたら、ぜひいただければと思いますが、では、岡田構成員、お願いできますでしょうか。

【岡田構成員】 ありがとうございます。研究開発のことなんですが、持株とドコモの研究開発の一体化への懸念が各社さんから出ておられたかと思うんですが、その際に、NTT仕様、あるいは接続条件の同等性の確保とか、あるいは研究開発に絡む共同調達の問題であるとか、オープンなアクセスを確保してほしいという趣旨の御指摘があったかと思います。

この辺りの研究開発に絡む御指摘なんですけども、そもそも今後のネットワークの展開を見据えたときに、これはたしか関口構成員からも御指摘があったかと思いますが、今後は汎用性を高めるようなネットワーク構成、グローバルなネットワーク展開を見据えた研究開発が多分トレンドになっていくだろうと思うので、NTT仕様によってクローズドされたネットワークが作られるという懸念が本当にあり得るのだろうかという印象を持ったんですが、その辺について、いや、実際こういう懸念があるんだという御指摘があればぜひ教えてほしいと思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。ある程度御意見をまとめて事業者の方々からお伺いできればと思います。

それでは、大谷構成員、お願いいたします。

【大谷構成員】 日本総研の大谷です。どうもありがとうございます。これまで事業者の方の御説明を聞いておりますと、当面すぐに問題が出てくるということではなくて、多くが

将来的な課題であるのかなと思っております。特に既存のルールは、現在では十分機能しているけれども、将来にわたって機能し得るのかといったところについては、例えばソフトバンク様ですと15ページの辺りでも問題提起いただいておりますし、また、KDDI様からは、これは10ページの辺りでしょうか。

3年後に見直しをするなど、将来にわたって検証したほうがいいのではないかと、現在、検証の仕組みを作りつつ、その後の状況がどうなっていくのか、将来的な課題として整理すべき論点が幾つか出てきているのかなと思いました。

先ほどのネットワークの統合ですとか一体運営といった状況などもそうだと思います。ただ、他方で、3年後まで待てないというテーマも出てくると思いますので、すぐにでも回せる検証のスキームの対象とすべきものとして、本日も議論になっていたコロケーションの取扱いですね。それについては、ドコモ様とほかの事業者が、イコールフットィングの状況が担保されているのかが分かる、確認するための指標を定めて、それについては、すぐにも回していくですとか、あるいはドコモ様の上場廃止に伴って、開示の義務というか、会社法上とかそれから上場規則に基づく開示の対象にならなくなった情報であっても、セグメント単位で開示していただくというようなこと、すぐにも取り組むべき項目など、少し分けてこれから議論を整理していく必要があるのではないかなと思いました。KDDI様がその3年後とおっしゃったところなどを、もし時間があればということなんですけれども、教えていただければと思うんですが。

私から以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。何名かいただいていますので、まとめて御質問、御意見いただいた後、事業者にお答えいただければと思います。

石田構成員、お願いします。

【石田構成員】 最初にお話をしようかなと思っていたところだったんですけども、前回のときに、一覧表のような形でまとめていただけると分かりやすいということでお話をさせていただいて、KDDIさんのほうでまとめの一覧表をつくっていただき、とても分かりやすいと思いました。検証についても各社様から検証が必要だということでしたけれども、こちらの一覧表の中で、重点項目にするとか、将来については、検証会議の中で検討していくということが分かって、感想みたいなものなんですけれども、発言させていただきました。

【大橋主査】 ありがとうございます。

相田構成員、お願いできますか。

【相田主査代理】 先ほど岡田構成員や大谷構成員が言われたこととも重なるんですけども、KDD I さん、ソフトバンクさんへの質問ということになるんですけども、禁止すべきネットワークの統合は何だろうかということなんですけども、例えば、NTT東西さん、ローカル5Gをやるとおっしゃっていて、それに当たって、ドコモさんとの共同調達等も考えるということでもって、共通の仕様で調達するけれども、物理サーバとしては分かれています、でも、仮想ネットワークということでもって、同じソフトがやっていて、仮想的には、論理的には別のネットワークが組み立てられていて、電氣的接続点も全然ないというようなことは、今後、仮想化の中で大いにあり得るわけですけども、共通仕様とか、共同調達しているということになると、当然それはKDD I さん、ソフトバンクさんとしては排除すべきことになるかと思うんですけども、ネットワークの統合提案、何をもって統合と言うのかということについて、何か御意見ございましたらお願いしたいと思います。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。

ほかにもし構成員から御意見ないようでしたら、おおむね、岡田構成員及び、今の相田構成員もそうですけれども、今後のネットワークの統合も含めた点に関する懸念について、KDD I、ソフトバンク様に伺いたいというのは相田構成員、そして、ほかの事業者もいかがですかというのが岡田先生ということだと思います。

また、KDD I 様には、検証の3年というのに、その心は何かということについて大谷構成員から御質問いただいたということではないかと思しますので、その点も含めて、各事業者から、また申し訳ないんですが、KDD I 様から順にお願いできますでしょうか。

【KDD I】 御質問ありがとうございます。まずネットワークの統合のところですけども、これは結局、NTTさんの組織、ネットワークの統合が今後どのようにされていくのか、連携がどういうふうになるのか。先ほど相田先生がおっしゃったような形で、接続点がない形で行われるということはもちろんあり得ると思っていまして、そういう意味では、今、どれがよくて、どれが駄目とか、言うことはなかなか難しいんですが、先ほど山本のほうからも話しましたがけれども、結局は、競争事業者が排除されるような形で仮想化が利用されるということがあると競争が機能しなくなるので、これから仮想化という形になっていって、これまでの接続ルールが機能しない、あるいは既存のいろんなルールが機能しなくなるということが懸念でございますので、そういったところを起きないようにどう見ていくかということだと思っています。

そういう意味では、検証というのが毎年やるべきだというのは我々の意見でして、我々のスライドで言うと9ページから10ページにまたがって書いているものですから分かりにくいんですが、検証のほうはそういう意味では、今すぐにでもやっていただきたいですし、毎年やっていただきたいと。いろんな懸念がありますのでお願いしたいと思っています。

3年と申し上げましたのは、これは検証していて、問題が起きたり、あるいは先ほどのネットワーク統合みたいなのが一気に進むとか、そういったことあれば、すぐにでもNTTさんの在り方ですね。組織あるいはグループの在り方についての議論をしていただきたいというのが3年と言っていて、もし問題があれば3年を待たずにということです。

あともう一つ、3年というのは、これまで、こういった公正競争ルールの在り方の議論というのは総務省さんのほうでおおむね3年ごとに大きな議論をやってきていただいたと認識しております、それもあって3年と書いたんですが、これからの時代、本当に3年も待たてられるのかというのは、大谷先生のおっしゃるとおりで、状況によっては3年待たずに、もちろん在り方の議論もあってしかるべきと思っておりますが、少なくとも検証は毎年お願いしたいと考えております。

以上でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

それでは、次、ソフトバンク様、お願いできますでしょうか。

【ソフトバンク】 ソフトバンクです。ありがとうございます。おおむねKDDIさんと一緒なんですけれども、研究開発の観点からは、先ほども申し上げたんですが、やはり汎用品が今後増えるというのは確かにトレンドとしては分かるんですけれども、NTTグループさんの連携という意味で、R&Dのところが密接につながるという意味では、やはりドコモさんに優位な技術仕様になるというのは、これまでの我々の苦い経験みたいなものもありますので、非常に気になるところです。ですので、ここはKDDIさんもおっしゃっていましたが、オープン性ですとか、あとはコストの妥当性ですね。我々がつなげていただく場合のコスト妥当性、そういったところで適正性というものを判断していくことになるのかなと思っています。

2点目なんですけれども、大谷先生からお話があった話で、将来的な課題が多いというような話があったんですけれども、我々の認識は、まずそもそも現状の規制がちゃんと機能しているのかというのが、正直、ブラックボックスで分からない。さらに今回の子会社化によって、より分からなくなるというような問題意識がございますので、いろいろ各社から提案

があった検証の精緻化、それに関してはすぐに進めていただいて、問題の有無も含めて確認していただきたいと思っているのと、これもいろいろな会社から提案がありましたけれども、抜け道となり得るような特定関係事業者制度ですとか、禁止行為規制の潜脱行為。この部分は、別に2年後とか3年後という話ではないという理解ですので、すぐに手を入れていただきたいというところで、ここは要望させていただいて、長期的にという意味で言うと、在り方論のところに関しては、そういったところでの問題の軽重、そういったところを踏まえて、1年後にやるのがいいのか、3年後がいいのかといったところは引き続き議論させていただきたいと思っています。

以上です。

【大橋主査】 ありがとうございます。楽天モバイル様、もし御意見あればいただければと思います。

【楽天モバイル】 我々としては、特にこの点に関しては大きな要望はございませんので大丈夫でございます。

【大橋主査】 ありがとうございます。

同じく日本ケーブルテレビ連盟様、もしあればいただければと思います。

【日本ケーブルテレビ連盟】 ネットワークの一体的な統合については、技術的なことでございますし、技術的な進化やトレンドは変わりますので、一概に申し上げられない部分はありますが、例えば5Gに関して言いますと、NTTドコモさんの5Gの設備と、NTT東西さんか、それ以外のNTTグループさんのローカル5Gについて、様々なパターンあるかと思いますが、実際に一体的に構築され、一体的に提供されると市場においては圧倒的な優位な立場になると思っております。

5Gやローカル5Gについては、将来の話ではなく、今すぐにも起こる問題と理解しております。

【大橋主査】 よろしいですか。

【日本ケーブルテレビ連盟】 はい。

【大橋主査】 どうもありがとうございました。

そろそろお時間も近くなつてはきていますけれども、もし構成員の中で、あればぜひいただければと思いますが、最後にいかがでしょうか。大丈夫そうですか。はい。

本日、2時間を超える御議論、誠にありがとうございました。今回、事業者に御質問された中で、事業者のほうで回答し切れなかった事項がございましたので、そういうものについ

では、次回の会合までに事業者から書面で御回答いただくという形にさせていただきたいと思えます。

また、万一、構成員の皆様方から追加で御質問があるということでしたら、この機会でするので受け付けて、同じく書面で事業者の方々に御回答いただくという形にさせていただきたいと思えますので、その際は事務局のほうで、お手数ですけれども、取りまとめをお願いできればと思っています。

次回の会合では、これまでの議論と、あと、これから書面でいただく回答の内容も含めまして、事務局において論点整理の案を作成していただいて、その案を基に検討するということとさせていただきたいと思っております。こうした形で進めていこうかと思っておりますけれども、もし構成員の先生方で御意見、御異論あればいただければと思えますが、大丈夫そうでしょうか。

では、そのように進めさせていただければと思えます。

それでは、事務局から次回の日程について御説明いただければと思えます。

【飯村事業政策課企画官】 本日もありがとうございました。次回の日程につきましては、1月28日の午前を予定させていただいております。時間につきましては、また追って御連絡させていただきます。

以上、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【大橋主査】 それでは、ありがとうございました。本日の会議はこれにて終了とさせていただきます。大変活発な御議論ありがとうございました。また引き続きよろしくお願い申し上げます。

最後、事業者の皆様方、本当に丁寧に御回答、御発表いただきまして、ありがとうございました。